

資料一覧

資料 1 文化財調査の実施について

資料 2 山形県文化財保存活用大綱（仮称）の進捗状況について

参考資料 1 今後の指定等の在り方について（令和 3 年 3 月 30 日審議会決定）

参考資料 2 文化財調査に向けての課題整理について（前回審議会資料）

文化財調査の実施について

1 調査実施にあたっての全体方針

文化財調査の実施にあたって、分野・テーマの選出や実施の優先順位は、以下の方針により総合的に決定する。

- 文化財が滅失や散逸、衰滅の危機にあるなど、緊急性が高いこと。
- 過去に体系的な調査が実施されていない、または、実施されているが状況が変化しており再調査が必要であること。
- 県による指定が少ない地域や分野・テーマであること。
- 他の分野・テーマへの波及的な効果が想定されること。

2 喫緊に実施すべき分野・テーマ（案）

上記 1 により、喫緊に実施すべき調査の分野・テーマは、以下 2 件でいかが。

◆ 1 件目

分 野	調査テーマ
美術工芸品（彫刻）	最上地域の彫刻

【選出理由】

- 地域社会の衰退によって無住寺や管理が行き届かないお堂や鎮守社が増加しており、滅失や散逸の危機にあるため、緊急性が高い。
- 当該地域は、過去に体系的な調査が行われておらず、全容が明らかになっていない。また、県指定は 2 件にとどまっている。
- 寺社の什物等の存在が明らかになる等、絵画や工芸品分野への波及効果が期待される。

◆ 2 件目

分 野	調査テーマ
無形文化財（工芸技術）	山形県の民俗技術
有形民俗文化財	
無形民俗文化財（民俗技術）	

【選出理由】

- 技術を習得している方々は高齢になっており、衰滅の危機にあるため、緊急性が非常に高い。また、使用する道具等の名称や使い方が分からない等の問題が生じているほか、散逸の恐れがある等、緊急性が非常に高い。
- 昭和 60～61 年度に『山形県の諸職』調査を実施したが、その後、状況が変化していることは明らかで、追跡的な調査を要する。また、現行の文化財保護制度に応じて「民俗技術」として捉え直す必要がある。
- 本県の特徴をよく表す分野であるにも関わらず、県の無形文化財（工芸技術）

で3件の指定があるのみで、無形民俗文化財（民俗技術）では国・県ともに指定がない。

3 今後の流れ

今年度第3回審議会	令和4年度に実施する調査について
令和4年度以降	調査開始

山形県文化財保存活用大綱（仮称）の進捗状況について

平成 31 年の文化財保護法の一部改正を受け、地域における文化財の総合的な保存・活用を促すため、山形県においても、現在、山形県文化財保存活用大綱（仮称）の策定を進めています。

令和 2 年 10 月 山形県指定文化財保護実態調査(対象:市町村、県指定文化財の所有者等)の実施

令和 3 年 3 月 30 日 山形県文化財保存活用大綱策定作業部会の設置

同日 第 1 回山形県文化財保存活用大綱策定作業部会の開催
⇒ 9 つの論点に従って、委員から意見を聴取した。

6 月 10 日 第 2 回山形県文化財保存活用大綱策定作業部会の開催
⇒ 骨子案に対して、委員から意見を聴取した。

【提示した骨子案の概要】

- 1 策定にあたって
 - － 1. なぜ文化財を守るのか（文化財保護の必要性）
 - － 2. 文化財を取り巻く環境の変化
- 2 文化財を取り巻く課題
- 3 全体理念 「文化財は未来に伝える地域の宝
～保存と活用の循環によって文化財を確実に次世代へ継承する～」
- 4 基本方針の展開
 - －方針 1 文化財の確実な保存を推進
 - －方針 2 文化財の適切な理解を促進
 - －方針 3 みんなで文化財を守り伝えるための基盤を強化
 - －方針 4 災害への対応力の強化
- 5 推進にあたって
 - － 1. 各主体に期待する役割
 - － 2. 市町村による地域計画の作成
 - － 3. 県の推進体制の整備
 - － 4. 大綱の進行管理
 - － 5. 大綱の見直し

6 月 28 日 市町村意見交換会の開催

～以下は今後の予定～

9 月 24 日 第 3 回山形県文化財保存活用大綱策定作業部会の開催
⇒ 中間案を提示し、委員から意見を聴取する。

10 月 パブリックコメント実施

11 月 第 4 回山形県文化財保存活用大綱策定作業部会の開催

12 月 策定

令和 4 年 2 月 市町村説明会の開催

※大綱の策定状況は、山形県ホームページ（以下 URL）にて公開しています。

<https://www.pref.yamagata.jp/020073/bunkyo/bunka/bunkazai/taikou/taikou.html>

今後の指定等の在り方について

令和 3 年 3 月 30 日
山形県文化財保護審議会決定

(1) 指定候補の把握の方法

以下の見直しの方向性に従って、①及び②の方法によって指定候補を把握する。
※よって、従来のランク制度は廃止する。

【見直しの方向性】

- 県内全域の文化財を幅広く調査することで、適切に指定候補を把握する。
- 分野や地域性に配慮した指定を行うことで、本県の文化財保護を推進する。

① 文化財調査に基づいた指定候補の把握の方法

地域に残る文化財（国及び県による指定等によって保護措置が図られていない文化財が対象）を調査し、分野や地域性に配慮しながら計画的に指定候補を把握する。調査によって価値が明らかになった文化財については、指定基準に則り指定する。

② 文化財調査以外による指定候補の把握の方法

学術研究の進展や修理等による新たな事実の判明などによって価値が十分に認められた文化財については、従来通り各分野の担当委員からの提案をもとに、指定基準に則り指定する。

(2) 県指定文化財の整理の方法

県指定文化財に関して、学術研究の進展や修理等による新たな事実の判明などによって明らかになった情報を反映させることで適切に価値を評価する。

◆整理内容

名称の変更	文化財名称を変更するもの。
員数の変更	文化財の員数を変更するもの。
統 合	複数の文化財を一つの文化財に統合するもの。
分 割	一つの文化財を複数の文化財に分割するもの。
種別の変更	指定種別を他の種別へ変更するもの。
追加指定	すでに指定されている文化財に対して、市町村指定または未指定の文化財を追加して、指定するもの。

◆進め方

- 事務局及び各担当委員による協議のもと、調査を進め、上記整理を積極的に進める。
- 整理を行った指定文化財については、各年度第 1 回または第 3 回審議会において、事務局から提案し、適切に変更等の措置を講じる。

文化財調査に向けての課題整理について

分野		現状と課題	
有形文化財	建造物	●山形県の特徴を表すものが残っているものの指定が進んでいない地域などがある。(近代、最上地域、民家など)	
	美術工芸品	絵画	●山形県ならではの作品の指定が少ない。(郷目貞繁、絵馬、天童広重、最上家ゆかりの桃山絵画、山形の風景画など)
		彫刻	●村山地域、置賜地域は、市町村や大学等による調査が進んでおり、その成果に基づいて順次指定を行ってきた。 ●庄内地域、最上地域は、まとまった調査の実績が少ないため、指定が進んでいない。
		工芸品	(整理中)
		書跡典籍	●地域に存在する膨大な古文書等については、所在を把握できていない。特に個人所有の古文書等の資料群について、滅失や散逸の恐れがある。 ●県全体を見渡して膨大な資料群を比較検討しながら、山形県の特徴を示す資料を早急に指定していく必要がある。
		古文書	「書跡典籍」と同じ。
		考古資料	●時代が縄文時代～古代に集中するなど、全体として山形県の特徴を表す指定になっていない。 ●山形県の特徴に配慮しながら、時代・地域バランスがとれた指定を進める必要がある。
		歴史資料	【前近代】 「書跡典籍」と同じ。 【近代】 ●資料の量・種類が多く、網羅的な調査が難しい。また、保存性に欠ける資料が多く、資料が失われやすい。 ●近代の文化財に係る共通認識(近代の「山形らしさ」)が形成されておらず、指定が進んでいない。
無形文化財	工芸技術	●人間の“わざ”そのものである無形文化財の制度に対する理解が浸透していない。 ●指定にあたっては、保持団体の設立の可能性を考慮して動くことで、“わざ”の継承が図られるという視点が大事。 ●現地調査だけではなく、公募展の受賞歴や作品展の実績等から“わざ”の高さを客観的に判断することが必要。	

分野		現状と課題	
民俗文化財	有形民俗文化財	<ul style="list-style-type: none"> ●山形県の特徴をよく表す有形民俗文化財は県全域に残っているが、指定が進んでいない。 ●民具は、その名称や用途が分かる方がいらっしやらなくなりつつあるため、早急に調査して保護する必要がある。 	
	無形民俗文化財	<ul style="list-style-type: none"> ●これまで民俗芸能の指定を中心に行ってきたおり、山形県の特徴をよく表す民俗技術の指定が進んでいない。 ●保護の手段は必ずしも指定ではなく、県が過去に行った調査をベースに追跡調査を行うなど、把握する・記録することが保護につながる。 	
記念物	史跡	<ul style="list-style-type: none"> ●建造物単体の指定が多いが、土地も含めて史跡として保護することも必要。 ●単に指定を行うだけでなく、その後の活用・整備を見据える必要がある。 	
	名勝	<ul style="list-style-type: none"> ●価値づけが分かりにくいので、指定が少ないと思われる。 ●山形県は自然が豊富なため、庭園以外の名勝も指定し保護することが必要。 	
	天然記念物	動物	<ul style="list-style-type: none"> ●動物は移動するため生息地が変わり、指定範囲を設定することが難しい場合がある。 ●指定候補を再整理し、指定するかどうかを検討していく必要がある。 ●地形的に調査が困難な場所に生息するため、調査が進まないものがある。
		植物	<ul style="list-style-type: none"> ●古木の指定が多いため、毀損や枯死の恐れがある。実際に近年は枯死によって古木が指定解除されている。 ●指定候補を再整理し、指定するかどうかを検討していく必要がある。 ●地形的に調査が困難な場所にあり、調査が進まないものがある。
文化的景観		<ul style="list-style-type: none"> ●選定制度はあるが、選定の実績はない。現実的に運用しやすい制度に見直したうえで、山形県の特徴をよく表す文化的景観の選定を進める必要がある。 	